

憲法
01

次は、憲法前文に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法前文には法規範性が認められないことから、これを改正するには、憲法96条の憲法改正手続による必要はない。
- (2) 憲法前文2段第2文における「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とは、現在、世界各国が平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を除去する、自由で民主的な国際社会の実現に努力しつつあり、その国際社会において名誉ある地位を占めたいとの意思を示したものである。
- (3) 憲法前文3段における「政治道德の法則は、普遍的なものであり」との規定には、他国との平和共存を妨げるような、日本のみに妥当する固有の政治道德に従うことを否定するという意味がある。
- (4) 憲法前文3段における「主権」は、憲法前文1段における「主権」とはその意味が異なる。
- (5) 憲法前文4段において「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と宣言しているところ、「この」は、前文の全体にうたわれている理想と目的を指す。

憲法
02 次は、公務員の基本的人権の制限に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 公務員の基本的人権は、特別権力の主体により、法律の根拠なしに制限できるとされてきたが、この「特別権力関係」の理論は過去のものとなっている。
- (2) 公務員は、国又は公共団体と「特別の法律関係」にあるが、法律の根拠がないにもかかわらず、その権利・自由を制限することは許されない。
- (3) 公務員は、憲法28条にいう勤労者には当たらないため、労働基本権は保障されていない。
- (4) 公務員は、合理的で必要やむを得ない限度において、精神的自由権が制限されることがある。
- (5) 公務員は、国民全体の奉仕者であることから、公務の中立性や職務専念義務等に照らし、営利企業への従事等が制限されている。

憲法
03

次は、知る権利と報道の自由に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 国民が、国政に関与する上で必要となる政治や経済等に関する情報を得る権利は、知る権利として、表現の自由を規定している憲法21条1項により保障される。
- (2) 報道機関による事実の報道の自由は、表現の自由について規定している憲法21条1項の保障の下にある。
- (3) 報道機関が報道を行うために取材を行うことの自由、すなわち取材の自由は、憲法上十分尊重に値する権利であるとされている。
- (4) 報道機関の取材活動によって得られたものが、刑事裁判の証拠として必要と認められるような場合に、裁判所が報道機関に対して提出命令を発したとしても、憲法に反するものではない。
- (5) 知る権利は、国民がその意思形成のために必要となるあらゆる情報を自由に受け取ることのできる権利であることから、国民が国会の本会議を自由に傍聴することが認められる。

憲法
04

次は、衆議院の優越に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 「衆議院の優越」とは、両議院の議決が異なった場合において、国政の停滞を防止するため、国民の意思が反映されやすい衆議院の議決に優位を認めることをいう。
- (2) 衆議院独自の権能として、予算先議権と内閣不信任決議権が認められている。
- (3) 予算について、両議院で異なった議決をし、両院協議会を開いても意見が一致しない場合には、衆議院の議決が国会の議決となる。
- (4) 内閣総理大臣の指名については、参議院が衆議院と異なる議決をした場合でも、衆議院において出席議員の3分の2以上で再可決すれば衆議院の議決が優先される。
- (5) 衆議院の優越は、憲法だけではなく、他の法律においても認められている。

憲法 04 衆議院の優越



- (1) 正しい。ただし、直ちに、衆議院の議決が優先するわけではなく、両議院の議決を一致させるために、各議院で選挙されたそれぞれ10名の委員から構成される両院協議会という特別な委員会において、一致した案を得るための努力をすることが原則になっている。
- (2) 正しい。原則として両議院は対等であるが、衆議院に独自の権能として、予算先議権(憲法60条1項)、内閣不信任決議権(憲法69条)、が認められている。他方、参議院に独自の権能として、緊急集会(憲法54条2項)がある。
- (3) 正しい。予算について、両議院で異なった議決をし、両院協議会を開いても意見が一致しない場合、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しない場合には、衆議院の議決が国会の議決となる(憲法60条2項)。
- (4) 誤り。内閣総理大臣の指名について、衆議院と参議院が異なった指名の議決をした場合には、「法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする」とされている(憲法67条2項)。枝文のように再可決により決まるわけではない。
- (5) 正しい。例えば、国会の会期決定・延長に関して両議院の不一致があった場合における国会法12条、13条の規定等が挙げられる。

憲法 05 司法権の概念とその限界

- (1) 正しい。枝文の場合、具体的な権利・義務の存否に関する紛争ではないため、「法律上の争訟」に当たらず、司法権の対象とはならない。司法権の対象となる「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)とは、①当事者間の具体的な権利・義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、②法律の適用により終局的に解決することができるものをいう(最判昭29.2.11)。
- (2) 誤り。枝文の場合、法律の適用により終局的に解決することができるものではないため、「法律上の争訟」に当たらず、司法審査の対象とはならない(最判昭56.4.7板まんだら事件)。寄付が錯誤に基づき無効であるとして寄付金額の不当利

得の返還を請求することは、①具体的な権利・義務の存否に関する紛争であるといえるが、②錯誤の存否の判断に本尊についての宗教上の価値に関する判断等が必要であり、法律の適用により終局的に解決することができるものではない。

- (3) 正しい。立法府や行政府の自由裁量に委ねられている事項については、裁量権の濫用・逸脱が認められない限り違法の問題は生じないため、司法権の対象とはならないと解されている。
- (4) 正しい。議院の定足数や議決の有無等の議事手続等、憲法上両議院の自律権に委ねられていると解される事項については、政治部門の内部的自律の尊重という観点から、裁判所の審判権は及ばないと解されている。判例は、国会内部での議事手続について裁判所は審査できないとしている(最判昭37.3.7)。
- (5) 正しい。判例は、衆議院の解散について違憲・無効を争った事件に関し、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為については、裁判所の審判権は及ばないとしている(最判昭35.6.8苫米地事件)。

行政法 06 管轄区域の境界周辺における権限行使

- (1) 正しい。管轄区域が隣接し、又は近接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、社会的経済的一体性の程度、地理的状况等から判断して相互に権限を及ぼす必要があると認められる境界の周辺の区域における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる(警察法60条の2)。
- (2) 正しい。警察法60条の2に基づく権限の行使は、協議した事案を処理するため、関係都道府県の管轄内の全域に及ぼすことができる。なお、境界の周辺の区域は、「境界から政令で定める距離までの区域」とされているが、警察法施行令7条の2(都道府県の境界からの距離)では、この距離を原則として15キロメートルとしている。
- (3) 誤り。協議の相手方の公安委員会の管理の下に権限を行使するものではない。都道府県警察の警察官等は、境界周辺の事案について、自らの都道府県警察の事務として、協議の相手方となった都道府県警察の管轄区域内で権限を行使することができる。
- (4) 正しい。都道府県警察の行う事務は、その都道府県の事務であることから、その過程で違法な活動が行われ、それによって国民に被害が生じた場合には、その都道府県が賠償責任を負うべきと解されている。

トピックス 重要犯罪等



3

A男は、職場でトラブルになった先輩のB男を殴ってやろうと思い、B男宅へ赴いた。B男宅へ行ったところ、家族は全員不在であったため帰宅しようとしたが腹の虫が治まらず、玄関先に数個の枯れた植木鉢が置かれているのを見て「これに火を点け家を燃やしてやろう」と思い、同植木鉢に火を点け、その場を立ち去った。その後、同植木鉢が燃えているのを新聞配達員が発見して消火したため、玄関のタイルを焦がしただけで済んだ。A男の刑責について述べなさい。

現住建造物等放火罪の故意、行為等【事例】

答案構成

- 1 結論
- 2 問題の所在
- 3 現住建造物等放火罪
- 4 事例の検討

答案例

1 結論

A男は、現住建造物等放火未遂罪^{▶1▶2}の刑責を負う。

2 問題の所在

A男の犯行当時留守宅であったB男宅が現住建造物に該当するか否か及び、玄関のタイルを焦がしたのみという結果が放火の既遂又は未遂のいずれに該当するかが問題となる。

3 現住建造物等放火罪

- (1) 客体は現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船、鉱坑である。
 ア 「人」とは、犯人以外の者をいい、犯人の家族も「人」に含まれる^{▶3}。
 イ 「現に人が住居に使用」とは、現に人の起臥寝食の場所として日常使用されていることをいい、昼夜間断なく人の現在することを要しない^{▶4}。そして、人が日常生活に使用している建造物であれば、放火の時点において人が建造物に現在していなくても、現住建造物に当たる^{▶5}。
- (2) 行為は、放火して客体を焼損することである。
 ア 「放火」とは、客体の焼損に原因を与える行為をいう。目的物や新聞紙等の媒介物への点火等作為による場合のほか、発生した火力を消火すべき義務を有する者が、あえて消火の措置を講じない不作為による放火もある^{▶6}。

- イ 実行の着手時期は、焼損が発生する現実的危険を生じさせたときである。具体的には、客体への直接の点火、又は媒介物への点火をした時点で、着手が認められる。
- ウ 既遂時期は、客体の焼損時である。「焼損」とは、火が媒介物を離れて燃焼の目的物である建造物等に移り、独立して燃焼を継続する事実をいう^{▶7}。
- (3) 罪質は、抽象的危険犯に分類される。他の物件へ延焼する具体的危険の発生を要件としない。

4 事例の検討

- (1) B男宅は、日常住居として使用されている建物なので、放火当時は家族を含め全員不在であっても、現住建造物に当たる。また、家を燃やすために、玄関先に置いてある枯れた植木鉢に火を点けていることから、建物の焼損が発生する現実的危険を生じさせている。したがって、事例の場合現住建造物等放火罪の実行の着手が認められる。
- (2) 玄関のタイルを焦がしただけの状態は、いまだ火が媒介物を離れ目的物であるB男宅に燃え移り、独立して燃焼を継続する事実には至っていないと認められるため、既遂とはいえない。
 以上より、A男は、現住建造物等放火未遂罪の刑責を負う。